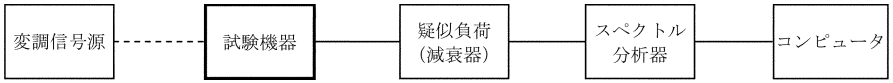
四　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則別表第二号に規定する占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則別表第二号に規定する占有周波数帯幅の許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより50dB以上高いレベル
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	疑似雑音信号による変調のときは５回から10回まで。ただし、スペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない。

⑵　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって、処理する。

⑶　繰り返しバースト信号を次のように測定する。スペクトル分析器の設定を⑴の状態から、マックスホールド、平均処理なし、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅の１／10程度に変えて、信号の分布図形が完成するまで掃引を繰り返す。

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定して、送信する。

⑵　変調は試験機器内蔵又は外部の変調信号源を用い、変調条件は通常の使用状態と同等とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトルに変動がある場合は、スペクトル分析器を多数回掃引して測定し、同一データ点の振幅の平均操作を行う。変動がないスペクトルの場合は単掃引とすることができる。

⑵　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑶　全データのdB値を電力次元の真数に変換する。

⑷　全データの電力総和を算出し、「全電力」値とする。

⑸　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑹　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

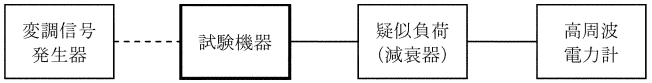
占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として算出し、kHz単位で記載する。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。

六　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　高周波電力計は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型を基本とする。

⑵　高周波電力計のセンサの時定数は、平均電力を測定するために十分な値とする。

⑶　減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　変調状態を無変調状態とする。

4　測定操作手順

⑴　高周波電力計の零点調整を行う。

⑵　送信状態とする。

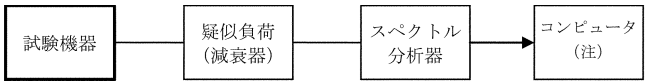
⑶　平均電力を測定する。

5　試験結果の記載方法

空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載されている空中線電力に対する偏差を%単位で＋又はーの符号を付けて記載する。

七　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　擬似負荷（減衰器）の減衰量を20dB程度以下にする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから３GHzまでの周波数
分解能帯域幅	１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定確度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	検出した副次発射の周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	30MHz未満の場合は10kHz、30MHz以上１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定確度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定する。

⑵　送信を停止し、受信状態とする。